

生活福祉資金資金種類及び貸付条件等一覧 (平成28年2月1日から適用)

資金種類			対象世帯			貸付条件					
			低所得世帯	障害者世帯	高齢者世帯	貸付限度額	貸付期間	据置期間	償還期間	利子	
総合支援資金 (※1)	生活支援費	生活再建までの間に必要な生活費用	●	-	-	(二人以上世帯) 月200千円 (単身世帯) 月150千円	3月 (3月毎に延長、最長12月)	6月 (※2)	10年	連帯保証人あり 無利子 連帯保証人なし 年1.5%	
	住宅入居費	敷金、礼金等住宅の賃貸契約を結ぶために必要な費用(原則として、当該入居予定住宅の賃料について住宅手当の申請を行っている場合に限る。)	●	-	-	400千円	-				
	一時生活再建費	生活を再建するために一時的に必要なかつ日常生活費で賄うことが困難である費用	●	-	-	600千円	-				
福祉資金	福祉費	資金の目的	生業を営むために必要な経費	●	●	●	4,600千円 (6月程度) 1,300千円 (1年程度) 2,200千円 (2年程度) 4,000千円 (3年以内) 5,800千円	-	6月 (※2)	20年	連帯保証人あり 無利子 連帯保証人なし 年1.5%
			技能習得に必要な経費及びその期間中の生計を維持するために必要な経費	●	●	-	2,500千円			8年	
			住宅の増改築、補修等及び公営住宅の譲り受けに必要な事業	●	●	●	1,700千円			7年	
			福祉用具等の購入に必要な経費	-	●	●	2,500千円			8年	
			障害者用自動車の購入に必要な経費	-	●	-	5,136千円			10年	
			中国残留邦人等にかかる国民年金保険料の追納に必要な経費	●	●	●	(1年未満) 1,700千円 (1年以上1年6月以内) 2,300千円			5年	
			負傷又は疾病の療養に必要な経費及びその療養期間中の生計を維持するために必要な経費	●	-	●	(1年未満) 1,700千円 (1年以上1年6月以内) 2,300千円			5年	
			介護サービス、障害者サービス等を受けるのに必要な経費及びその期間中の生計を維持するために必要な経費	●	●	●	1,500千円			7年	
			災害を受けたことにより臨時に必要な経費	●	●	●	500千円			3年	
			冠婚葬祭に必要な経費	●	●	●	500千円			3年	
			住居の移転等、給排水設備等の設置に必要な経費	●	●	●	500千円			3年	
			就職、技能習得等の支度に必要な経費	●	●	●	500千円			3年	
			その他日常生活上一時的に必要な経費	●	●	●	貸付上限額			3年	
緊急小口資金 (※1)	次の理由により緊急かつ一時的に生計の維持が困難となった場合に貸し付ける少額の資金 ・医療費又は介護費の支払等 ・給与等の盗難、紛失 ・火災等被災 ・その他、これらと同等のやむを得ない事由によるとき等	●	●	●	100千円	-	2月 (※2)	12月	無利子		
教育支援資金	教育支援費	低所得世帯に属する者が高等学校、大学又は高等専門学校に就学するのに必要な経費	●	-	-	(高校) 月35千円 (高专) 月60千円 (短大) 月60千円 (大学) 月65千円 ※特に必要と認める場合限り、上記金額の1.5倍まで	卒業後6月	20年	無利子		
	就学支度費	低所得世帯に属する者が高等学校、大学又は高等専門学校への入学に際し必要な経費	●	-	-	500千円	-				
不動産担保型生活資金	不動産担保型生活資金	低所得の高齢者世帯に対し、一定の居住用不動産を担保として貸し付ける生活資金	●	-	●	・土地の評価額の7割程度 ・月300千円	貸付限度額到達まで	契約終了後3月	据置期間終了時	年3%又は長期プライムレートのいずれか低い利率	
	要保護世帯向け不動産担保型生活資金	要保護の高齢者世帯に対し、一定の居住用不動産を担保として貸し付ける生活資金	●	-	●	・居住用不動産の評価額の7割(集合住宅の場合は5割) ・貸付基本額(当該世帯の最低生活費等を勘案し、保護の実施機関が定めた額)	貸付限度額到達まで	契約終了後3月	据置期間終了時	年3%又は長期プライムレートのいずれか低い利率	

※1 原則として生活困窮者自立支援法に基づく自立相談支援事業等による支援を受けていること。

※2 災害を受けたことによる貸付は、災害の状況に応じ、2年以内